

令和6(2024)年7月吉日

会員各位

一般社団法人 日本クリティカルケア看護学会  
選挙管理委員会 委員長 菅原 美樹

## 令和7(2025)年度社員(評議員)選挙の公示

謹啓、会員の皆様におきましては、日頃より一般社団法人 日本クリティカルケア看護学会にお力添えをくださり、心より御礼申し上げます。

この度、一般社団法人 日本クリティカルケア看護学会定款および定款施行細則(学会ホームページ参照)に基づき社員(評議員)選出の選挙を以下の日程と要領に沿って実施させて頂くことになりましたので、ご理解とご協力をお願い致します。

### 記

#### 1. 日程概要

2024年10月	選挙人・被選挙人の決定
2024年11月	評議員選挙
2024年12月	評議員決定

#### 2. 選挙人と被選挙人について

- 1) 定款施行細則(評議員の選挙人資格)第4条に基づき、2024年8月31日迄に2024年度までの会費納入済みの会員を選挙人及び被選挙人とする。
- 2) 定款施行細則(評議員の被選挙権)第5条 評議員に選任されるには、入会年度を含めて3年以上を経過し、1)に該当する正会員で、定款第18条第4項但し書きの再任制限に該当しないことを要する。
- 3) 定款第18条第4項に基づき評議員の任期は、選出年度の最終の定時社員総会の終了から、選出の4年後に実施される定時社員総会終了の時までとし、再任を妨げない。但し、連続して2期を超えて在任することはできない。

#### 3. 社員(評議員)の選出および人数

- 1) 評議員は正会員による評議員選挙により選出する。
- 2) 2023年度より評議員数は80名である。現評議員の再任意思を確認後、新たな評議員の選出数を決定する。
- 3) 評議員の選出人数は、定款施行細則第3条により7地区とし、選挙年度の会員比率に基づいて、理事会にて地区別の人数を決定する。
- 4) 選出方法はWEB投票とする。
- 5) 10月に学会HPにおいて、WEB選挙投票に関する公示をおこなう。

以上